

令和 6 年度、令和 7 年度 成年後見推進事業の実施状況について

1 成年後見推進事業の概要について

(1) 久留米市成年後見センターの運営事業

- ① 成年後見制度の利用に関する助言等の総合相談対応
- ② 成年後見制度に関する手続き等の相談・助言等の支援
- ③ 制度の普及啓発（講演会、出前講座等）
- ④ 市民後見人養成講座修了者の適正な活動支援のための支援体制の構築
- ⑤ 受任調整業務
- ⑥ 後見人等支援
- ⑦ その他、成年後見センターの運営に関し必要な事業

(2) 市民後見人活動支援事業

福岡家庭裁判所後見センターから発出された通知に基づき、令和 3 年度、市民後見人候補者の登録等を定める「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱」を制定した。

令和 5 年度には要綱において定める市民後見人候補者名簿登録のための面接の具体的な審査基準を「久留米市市民後見人候補者名簿登録基準（面接審査）」として定めた。

令和 6 年度には、市民後見人候補者名簿登録希望者 2 名に対し面接審査を実施した結果、いずれも登録可との判定となり、久留米市市民後見人候補者名簿に登録。このうち 1 名については法人後見から市民後見へのリレーケースとして家庭裁判所へ申立てを行い、令和 7 年 1 月 30 日付けで審判が下され、久留米市初となる市民後見人が誕生した。

令和 7 年度には、さらなる候補者獲得のため、久留米市市民後見人養成講座修了生名簿登録・更新要領を改正し、他自治体及び社会福祉協議会が主催する養成講座を受講・終了した者で久留米市に住民票があり市内で勤務しているものについても登録ができるようにした。

また、従来通りフォローアップ研修を実施した。

(3) 成年後見制度普及・啓発事業

市民、介護保険事業者等を対象とした成年後見制度に係る講演会を実施した。

令和 6 年度・令和 7 年度ともに、市の認知症普及啓発イベントと同時開催した。

(4) 久留米市成年後見制度受任調整会議の開催

成年後見制度利用者がメリットを実感できる後見人等が選任されるように、申立の妥当性やあり方、求められる業務、本人との相性等を検討する。

令和 6 年度は 8 回開催し、12 件について検討を行った。

令和 7 年度は現在までに 5 回開催し、6 件について検討を行った。

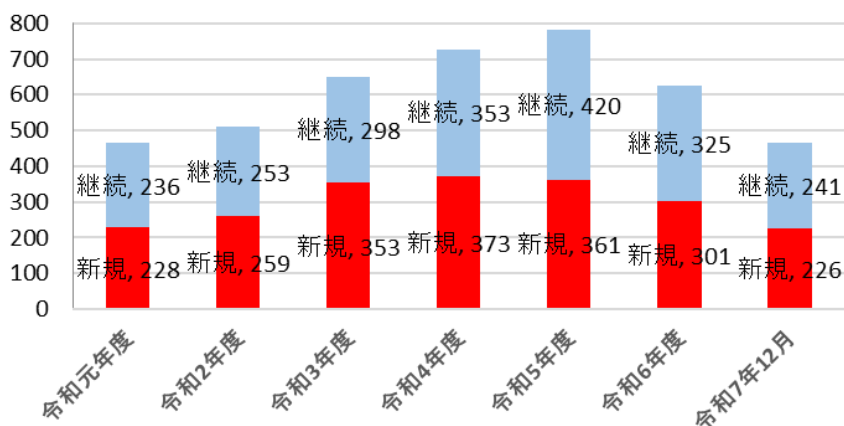
(5) 久留米市成年後見推進協議会の開催

成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う。

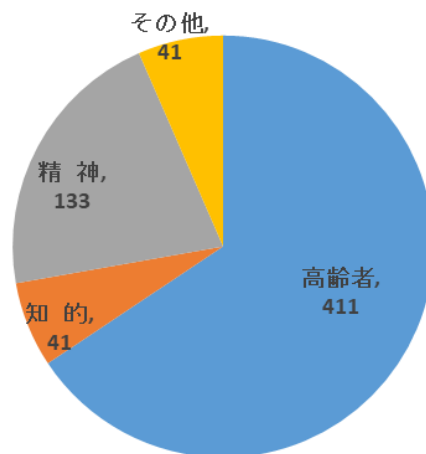
- ① 地域連携ネットワーク・中核機関のあり方に関すること
- ② その他、成年後見制度利用促進に関すること

【令和6年度久留米市成年後見センターの運営事業実績】

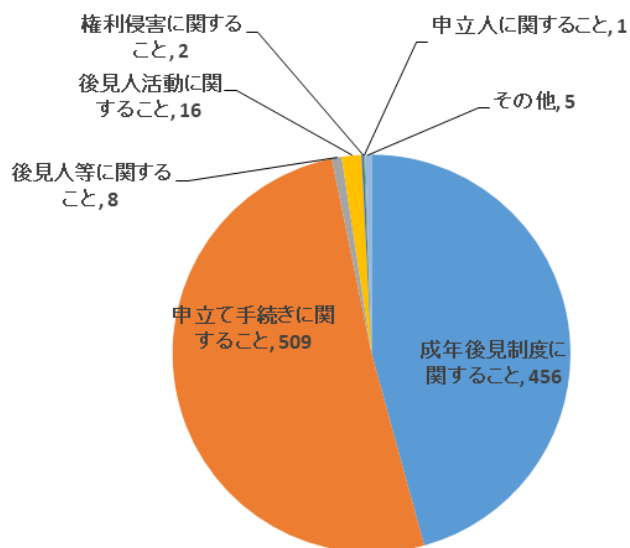
①年度別相談延べ件数推移



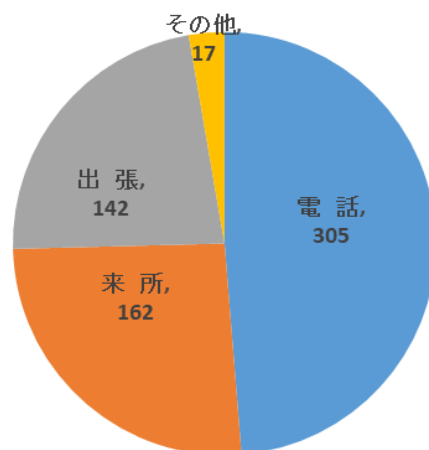
②R6年度対象者



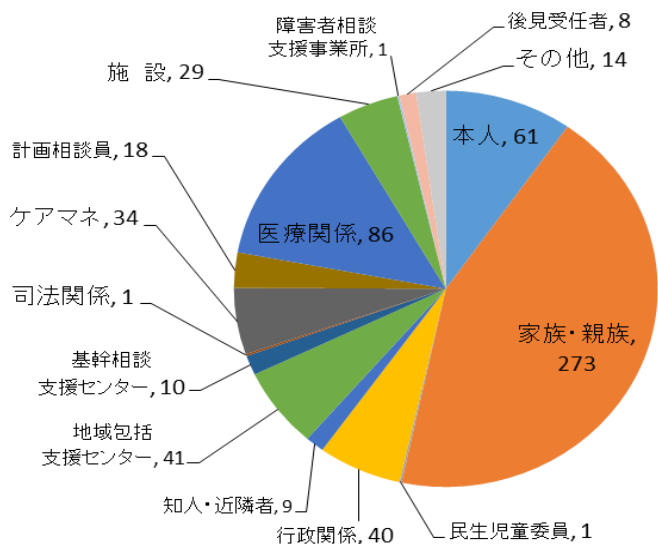
③R6年度相談内容



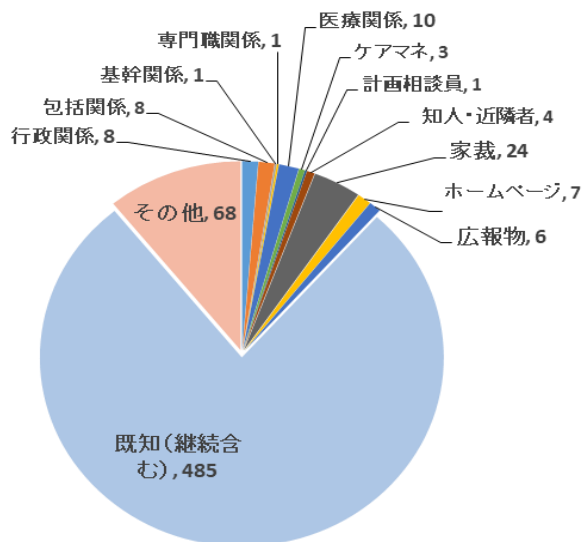
④R6年度相談形態



⑤R6年度相談者



⑥R6年度相談経緯



(2) 市民後見人活動支援事業（フォローアップ研修）

① 令和6年度フォローアップ研修実績

対象者 38人

ア 市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者（A群）：30人

イ 市民後見人養成講座修了生名簿を登録解除となった者（B群）：8人

※市民後見人養成講座（平成24～26年度、平成30年度、令和3～6年度） 修了者数：113名

回	日時	内容	受講者数 (提出者数)
講義①	9月26日(木)	・ 成年後見制度の周辺知識等(1) (意思決定支援) 講師：司法書士 藤島 多賢氏	18人
講義②	11月12日(火)	・ 成年被後見人への支援(法律問題に関する対応) 講師：弁護士 長本 祐佳氏 ・ 成年被後見人等への支援(認知症の基礎知識) 講師：市(長寿支援課)	11人
実務①	12月14日(土)	・ 成年後見制度の周辺知識等(2) (意思決定支援) 講師：弁護士 岡田 武志氏	17人
実務②	1月18日(土)	・ 成年被後見人等への支援(事例検討：意思決定支援) ・ 講師：社会福祉士 池田 将樹	17人
延べ参加者数			63人

② 令和7年度フォローアップ研修実績

対象者 40人

ア 市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者（A群）：26人

イ 市民後見人養成講座修了生名簿を登録解除となった者（B群）：14人

※市民後見人養成講座（平成24～26年度、平成30年度、令和3～7年度） 修了者数：114名

回	日時	内容	受講者数 (提出者数)
講義①	10月25日(土)	・ 成年後見制度の周辺知識等(1) (意思決定支援) 講師：司法書士 藤島 多賢氏	18人
講義②	11月15日(土)	・ 成年被後見人等への支援(事例検討：意思決定支援) 講師：社会福祉士 池田 将樹氏	18人
実務①	12月9日(火)	・ 成年後見制度の周辺知識等(2) (意思決定支援) 講師：弁護士 岡田 武志氏	14人
実務②	1月16日(金)	・ 成年被後見人等への支援(精神疾患等に関する基礎知識) 講師：精神保健福祉士 羽野 宏美	9人
延べ参加者数			59人

③ 市民後見人養成講座修了生名簿登録者状況

養成講座 実施年度 年度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 30 年度		県養成		合計 (A 群)		参考 登録 解除者 (B 群)
	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	
27 年度	25	-4	15	-2	9	0	—	—	—	—	49	3	4
28 年度	20	-5	10	-5	10	-1	—	—	—	—	40	-9	10
29 年度	14	-6	10	0	5	-5	—	—	—	—	29	-11	21
30 年度	14	0	10	0	5	0	18	—	—	—	47	+18	17
令和元年度	11	-3	8	-2	7	+2	12	-6	—	—	38	-9	12
令和2年度	10	-1	6	-2	6	-1	12	-	—	—	34	-4	9
令和3年度	8	-2	7	+1	5	-1	10	-2	1	+1	31	-3	7
令和4年度	9	+1	7	0	6	+1	11	+1	3	+2	36	+5	2
令和5年度	7	-2	6	-1	4	-2	8	-3	4	+1	29	-7	8
令和6年度	6	-1	5	-1	1	-3	6	-2	6	+2	24	-5	6

※各年度末の数値

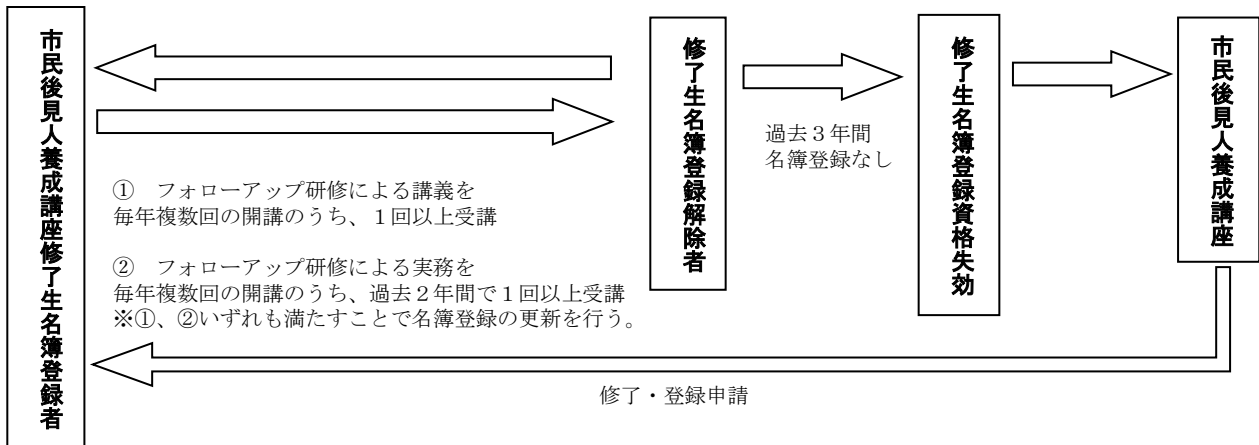
(単位：人)

【参 考】市民後見人候補者の活動状況について（令和7年1月時点）

	久留米市社会福祉協議会			
	日常生活自立支援事業生活支援員		法人後見支援員	
	登 録	実 働	登 録	実 働
1 期生（平成 2 5 年度登録）	4	3	2	1
2 期生（平成 2 6 年度登録）	5	5	4	3
3 期生（平成 2 7 年度登録）	0	0	0	0
4 期生（平成 3 0 年度登録）	5	2	0	0
県養成研修受講者	4	4	1	1
合 計	18 人	14 人	7 人	5 人

※日常生活自立支援事業生活支援員と法人後見支援員の両方の活動をしている方がいる。

【参 考】市民後見人養成講座修了生名簿登録フロー図



(3) 市民後見普及啓発事業（成年後見制度講演会）

① 周知方法

ア チラシ配布

市役所、各総合支所、各市民センター、各校区コミュニティセンター、各地域包括支援センター、地区社会福祉協議会会長会、校区民生委員・児童委員会会長会、介護福祉サービス事業者協議会会員、医師会等

イ 市広報紙『広報くるめ』及び市社協広報紙『くるめ福祉』掲載、地域福祉課各コーディネーターへ周知協力依頼（ふれあいの会班長会等）

ウ 市・社協ホームページで掲載、久留米市 LINE にて配信

② 令和6年度実績

回	日時／会場	テーマ / 講師名	対象者	参加者数
1	令和6年9月28日（土） 13時00分～14時10分 久留米シティプラザ 久留米座	「落語で知ろう成年後見制度」 講師：落語家 林家 きよ彦 司法書士 山下 由貴	市民 事業所等	約200人

③ 令和7年度実績

回	日時／会場	テーマ / 講師名	対象者	参加者数
1	令和7年11月1日（土） 13時00分～13時50分 久留米シティプラザ 久留米座	「光ママと学ぶ はじめての成年後見制度」 講師：お笑い芸人 光ママ 社会福祉士 池田 将樹	市民 事業所等	約120人

※参考 令和2年度実績 計2回開催 延べ48人

令和3年度実績 計3回開催 延べ54人

令和4年度実績 計3回開催 延べ92人

令和5年度実績 計3回開催 延べ82人

※令和2年度は3回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止とした。

※令和3年度は3回実施したが、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催当日に約20名キャンセルとなった。

(4) 成年後見制度受任調整会議開催実績

開催日	事例	対象者について	受任候補団体		成年後見人等候補者
令和6年4月16日(火)	事例1	・女性 ・長女からの虐待により施設入所 ・相続手続きに課題	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和6年5月21日(火)	事例1	・男性 ・金銭管理に課題 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
	事例2	・男性 ・以前まで前妻が金銭管理を行っていたが現在は施設管理	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和6年6月18日(火)	事例1	・女性 ・金銭管理に課題 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和5年7月16日(火)	該当事例なし				
令和6年8月20日(火)	事例1	・男性 ・外国籍 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和6年9月17日(火)	事例1	・女性 ・亡夫が遺した家に独居 ・今後施設入所も検討	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
	事例2	・男性 ・近隣住民への迷惑行為で逮捕され精神科病院に入院中	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
令和6年10月15日(火)	事例1	・男性 ・統合失調症でデイケアを利用しながら在宅生活	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
	事例2	・男性 ・入院中。妻は施設入所 ・退院後は施設入所を検討	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士	
	事例3	・女性 ・統合失調症と認知症で入院中	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	法人後見	
令和6年11月19日(火)	事例1	・女性 ・知的障害で市外のGH入所中	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけた社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和6年12月17日(火)	事例1	・女性 ・認知症により入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
令和7年1月21日(火)	該当事例なし				
令和7年2月18日(火)	該当事例なし				
令和7年3月18日(火)	該当事例なし				

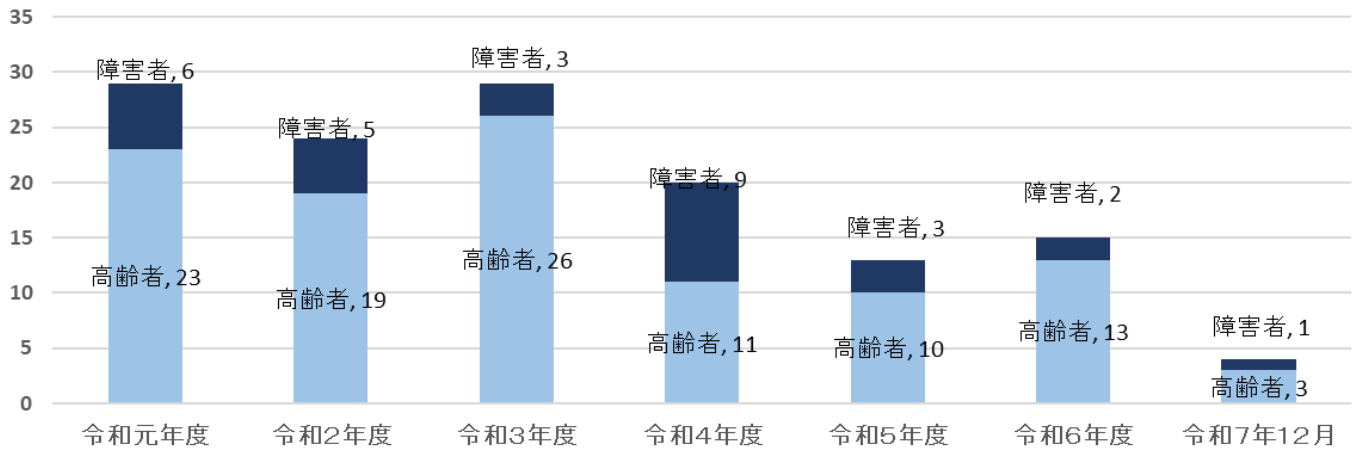
令和7年4月15日(火)	事例1	・男性 ・認知症により施設入所中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和7年5月20日(火)	該当事例なし				
令和7年6月17日(火)	該当事例なし				
令和7年7月15日(火)	事例1	・男性 ・数年前から措置入所中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
令和7年8月19日(火)	事例1	・女性 ・施設入所中 ・土地・家屋の相続に課題がある	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和7年10月21日(火)	事例1	・女性 ・施設入所中 ・金銭管理に課題 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和7年11月18日(火)	該当事例なし				
令和7年12月16日(火)	該当事例なし				
令和8年1月20日(火)	事例1	・女性 ・入院中 ・金銭管理に課題 ・施設入所の契約支援	第1候補	法人後見	
			第2候補	社会福祉士会	
	事例2	・女性 ・入院中 ・入院費及び施設費の滞納解消が必要	第1候補	弁護士会	
			第2候補	司法書士会	

(5) 成年後見推進協議会開催実績

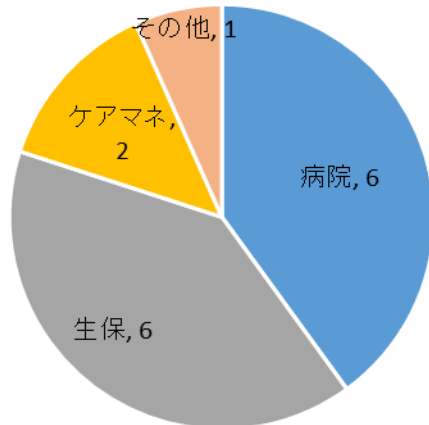
回	日時	内容
第1回 (令和6年度)	令和7年 1月28日(水)	・令和5年度、令和6年度 成年後見推進事業の実施状況について ・市民後見人養成の課題と今後の活躍支援について

2 久留米市成年後見制度利用支援事業実績

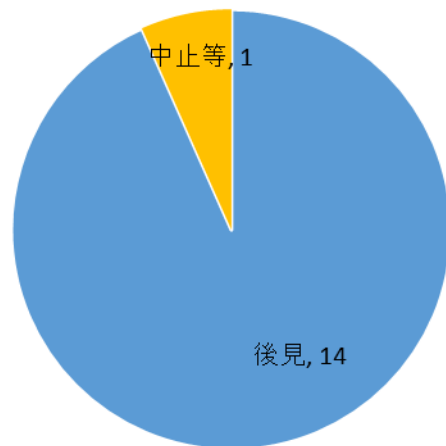
①年度別市長申立件数推移



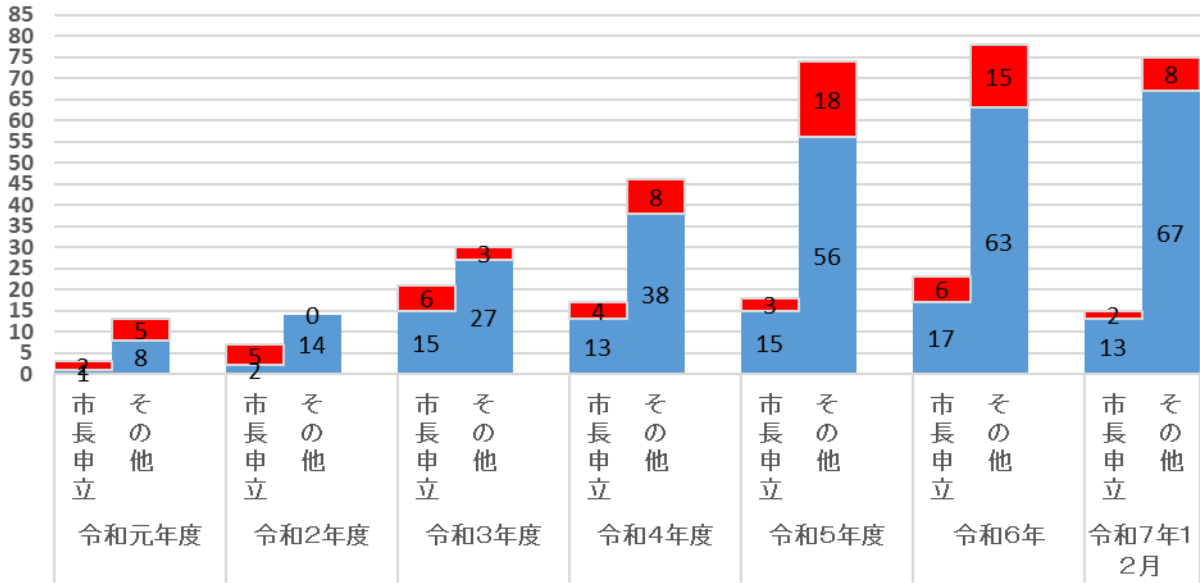
②R6年度市長申立相談元 (15件のうち)



③R6年度市長申立類型割合



④年度別利用支援事業申請件数(報酬補助)

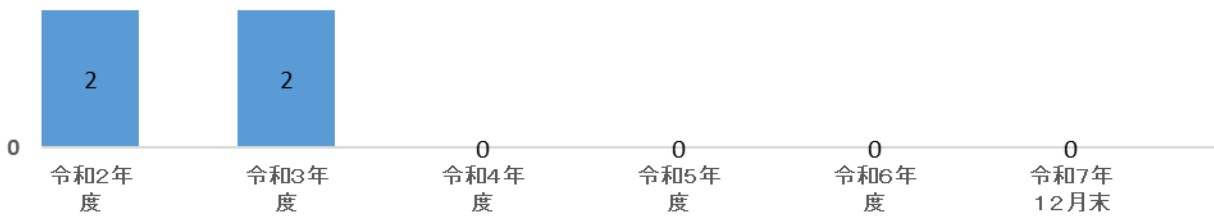


※その他は、本人申立・親族申立・他市町村長申立等

※グラフ下段：交付件数、グラフ上段：不交付件数

⑤年度別利用支援事業申請件数(申立費用補助)

5



成年後見制度利用促進基本計画について

1 成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされている。

2 計画の位置づけ・期間

（1）計画の位置づけ

『第 2 期くるめ支えあうプラン』に、権利擁護について規定し、成年後見制度の利用の促進に関する「成年後見制度利用促進市町村計画」を包含した計画として策定する。

（2）次期計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年

3 計画の内容

別添『第 2 期くるめ支えあうプラン』抜粋資料を参照。

成年後見制度の見直し等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
精神・障害保健課

成年後見制度の見直し等について

- 民法において、成年後見制度が規定されている。

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

- 令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。令和7年6月には中間試案が示された。（第147回障害者部会で報告）
- その後、同民法（成年後見等関係）部会での調査審議において、3ページのとおり、法定後見制度について、現行の後見及び保佐の類型を廃止し補助の制度に一元化する案が示されている。

⇒今後、現行の成年後見人、保佐人、補助人について見直しが行われる場合には、障害保健福祉関係法令において、関係する規定（※）についても、併せて修正を行うことを予定している。

（※）身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等における、市町村長による後見・保佐・補助開始の審判の請求に関する規定、「家族等」や「保護者」等に関する規定を想定。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

現行の制度

事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					

見直し後の制度

適用範囲の拡大

廃止

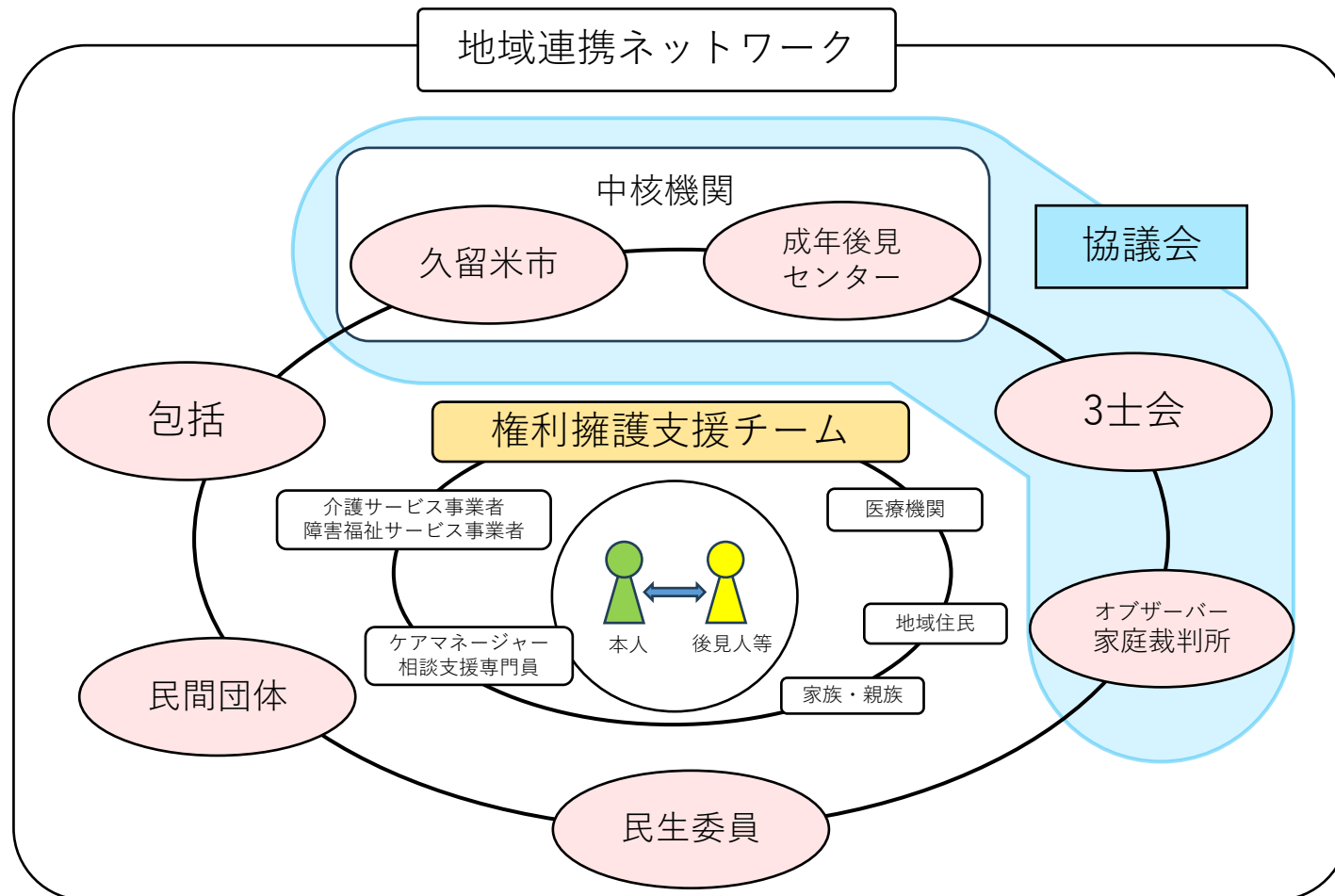
対象者の能力	不十分		欠く常況
制度	補助		選択可
	代理	取消し	取消しの特則
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

◇権利擁護支援の地域連携ネットワークとは・・・

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。



○新規会議体の設置ではなく、既存の団体への周知・理解促進からネットワークの基盤づくりを進める

○制度理解を重視し、段階的に関係機関との連携や機能強化に向けた取組みを検討する

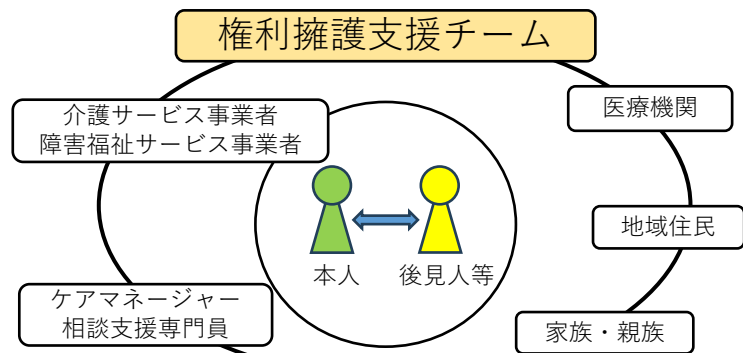
○将来的には、地域や地域連携ネットワークの関係団体から情報や課題が集約され、相互に活用できる仕組みを構築し、地域連携ネットワークとして機能させることを目指す

※民間団体→医師会、介護事業者協議会、SOSネットワーク協議会の会員など

権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を確認しながら継続的な支援を行うしくみ。

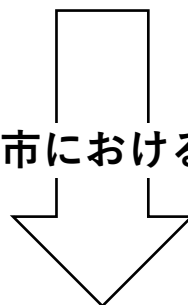
地域包括支援センターやケアマネージャー、相談支援専門員、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域住民や親族など、本人を見守る体制が構築されており、こうした体制をチームと位置付ける。



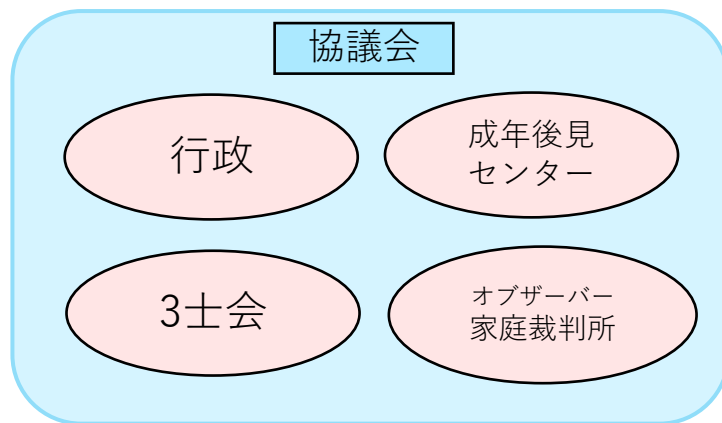
協議会

各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ。

久留米市における考え方



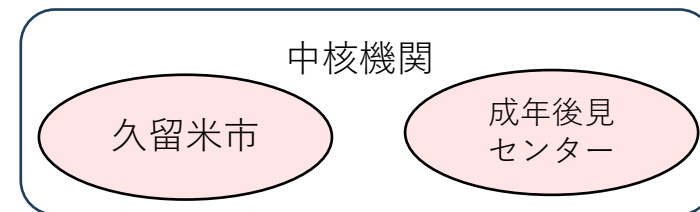
成年後見推進協議会を協議会と位置付ける。



中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関で、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等の確保を行うことや、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネートを担う役割がある。

久留米市が設置し、市及び久留米市成年後見センターが運営主体となる。



ア) ・アウトリーチ型の周知・啓発を行い市民の権利擁護への意識の育成

イ) ・市民後見人等の活躍の場の検討
・研修会や普及啓発イベントを通じ地域住民・団体の参画の促進

ウ) ・地域ケア会議等を活用したケース課題解決のための連携策の検討

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組
(全国各地で共通して実施することが望ましいもの)

ア 「共通理解の促進」の視点

イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透 (広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透 (相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手 (市民後見人、後見等実施法人) の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手 (市民後見人、後見等実施法人) の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者 (当事者団体、専門職団体) との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

地域連携ネットワークの支援機能と機能を地域の体制づくりに関する取組

- 権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営することが重要。
- このような観点から、第二期計画では、地域連携ネットワークの役割を「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」に大別して整理

	本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能	機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組														
	<p>権利擁護支援を行う3つの場面对応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援機能」と家庭裁判所による「制度の運用・監督機能」に分類</p>	<p>地域連携ネットワークの関係者が自発的に協力して取り組む3つの視点に分類</p> <p>ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点</p> <p>イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点</p> <p>ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点</p>														
	<table border="1"> <tr> <th>福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能</th> <th>家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能</th> </tr> <tr> <td> <p>権利擁護の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者からの相談対応・制度説明 権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討 本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ </td> <td> <p>制度利用の案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続きを利用するために必要となる情報の提供・手続案内 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内 </td> </tr> <tr> <td> <p>権利擁護支援チームの形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 適切な申立ての調整 後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等 後見人等の候補者と選任形態の調整 本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成 </td> <td> <p>適切な選任形態の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任 </td> </tr> <tr> <td> <p>権利擁護支援チームの自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有 後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの検討・調整 </td> <td> <p>適切な後見事務の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見業務の監督処分 適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等 後見人等の適切な交代や選任形態の見直し </td> </tr> </table>	福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能	<p>権利擁護の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者からの相談対応・制度説明 権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討 本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ 	<p>制度利用の案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続きを利用するために必要となる情報の提供・手続案内 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内 	<p>権利擁護支援チームの形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 適切な申立ての調整 後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等 後見人等の候補者と選任形態の調整 本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成 	<p>適切な選任形態の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任 	<p>権利擁護支援チームの自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有 後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの検討・調整 	<p>適切な後見事務の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見業務の監督処分 適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等 後見人等の適切な交代や選任形態の見直し 	<table border="1"> <tr> <th>共通理解の促進の視点</th> <th>多様な主体の参画・活躍の視点</th> <th>機能強化のためのしくみづくりの視点</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）や専門職後見人の育成 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 </td> </tr> </table>	共通理解の促進の視点	多様な主体の参画・活躍の視点	機能強化のためのしくみづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）や専門職後見人の育成 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築
福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能															
<p>権利擁護の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者からの相談対応・制度説明 権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討 本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ 	<p>制度利用の案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続きを利用するために必要となる情報の提供・手続案内 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内 															
<p>権利擁護支援チームの形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 適切な申立ての調整 後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等 後見人等の候補者と選任形態の調整 本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成 	<p>適切な選任形態の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任 															
<p>権利擁護支援チームの自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有 後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの検討・調整 	<p>適切な後見事務の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見業務の監督処分 適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等 後見人等の適切な交代や選任形態の見直し 															
共通理解の促進の視点	多様な主体の参画・活躍の視点	機能強化のためのしくみづくりの視点														
<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）や専門職後見人の育成 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 														
<p>成年後見制度の利用前</p> <p>申立ての準備から後見人の選任まで</p> <p>後見人の選任後</p>																